

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 6月30日	
青森市長 西 秀記 様	
提出者 住 所 青森市勝田2丁目2番17号 氏 名 倉橋建設株式会社	
代表取締役社長 倉橋龍太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 017(734)3611	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	倉橋建設株式会社
事業場の所在地	青森市勝田2丁目2番17号
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 21億9千万円
③ 従業員数	38人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
<pre>graph TD;     A[事業所長] --&gt; B[総務部];     A --&gt; C[工務部];     C --&gt; D[建築課];     C --&gt; E[土木課];     F[処理化計画作成担当] --&gt; D;     G[廃棄物担当] --&gt; E;     H[処理計画統括責任者] -.-&gt; A;</pre>			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・梱包材の簡素化 ・実寸発注の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、分別可能なものは分別を徹底し、メーカーや発注者との事前の調整を行うことで発生量の削減に取り組む。 また、資材管理を徹底し、余剰材の発生を抑制する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは他の廃棄物に混入しないように確実に分別する。 ガラスくず等のリサイクルを進めるため、品質別に分別する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 予定なし			

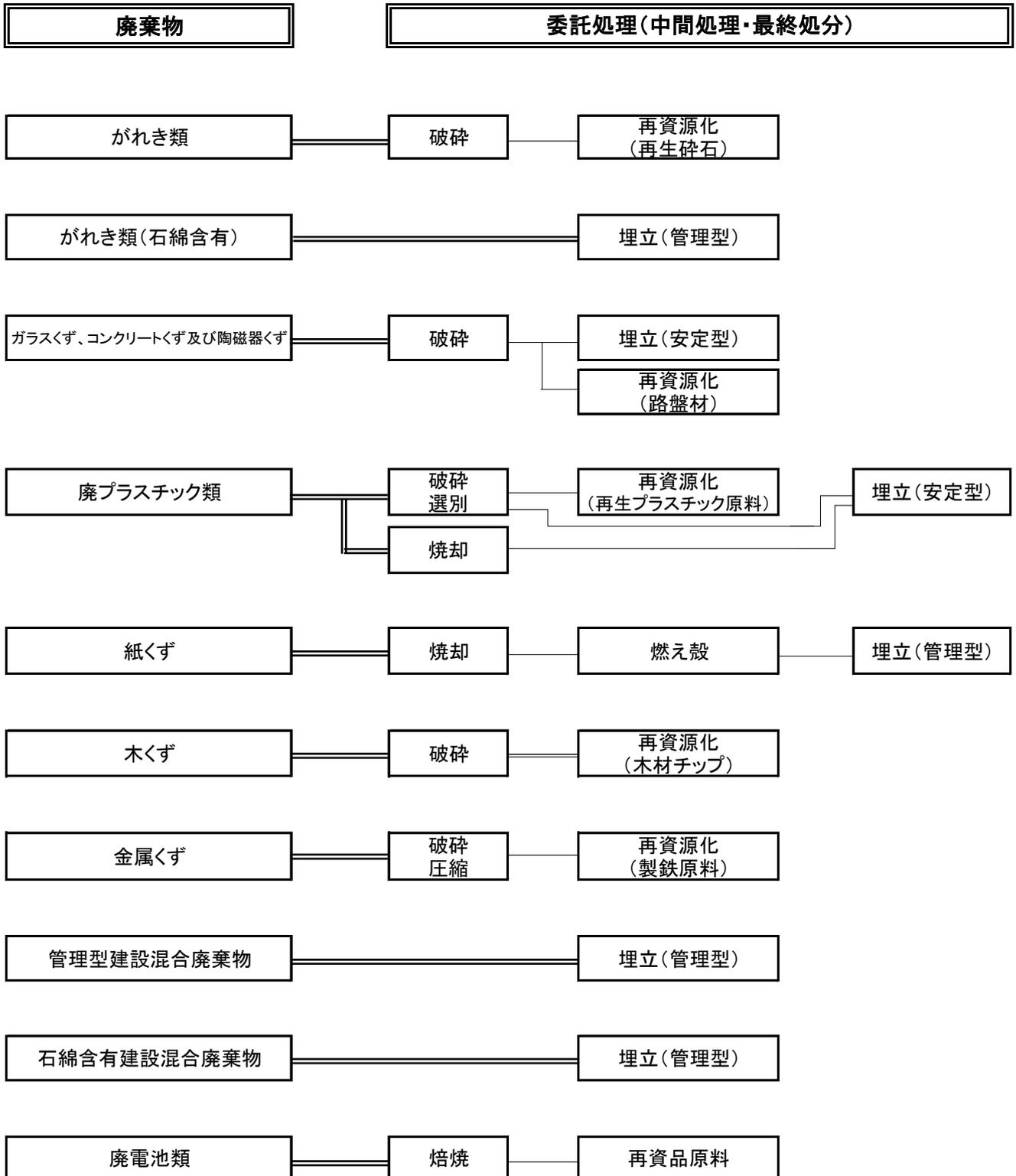
## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 予定なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 出来る限り再生利用（リサイクル）業者、優良認定処理業者を選定している。		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙③のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)  前年の取組に加え、委託先処理業者には定期的に現地確認を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



別紙② 前年度【令和5年度】実績

産業廃棄物の種類 名称	計 画 の 実 施 状 況															②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した ⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)							
名称										⑫再生利用者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処理 委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)	⑰優良認定処理業 者への処理委託量(t)		
産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋立 処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回収 を行った量	⑥の量から⑦の量を 差し引いた量	⑧の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑩の量のうち、処理業 者への再生利用委託 量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定熱 回収施設設置者であ る処理業者への焼却 処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収施設 設置者以外の熱回収を行って いる処理業者への焼却処理委託 量(⑮、⑯除く)	⑩の量のうち、委託 して破砕等の中間処 理した量(⑫～⑭を 除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立て最終 処分した量	⑩の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑧の量を合 計したもの(自動計 算)	③の量と⑨の量を合 計したもの(自動計 算)
がれき類(コンクリート がら)	1,634.76								1,634.76	1,634.76					0.45	0.00	0.00
がれき類(アスファルト がら)	316.58								316.58	316.58					0.00	0.00	0.00
がれき類(石綿含有)	3.06								3.06	0.00					3.06	0.00	0.00
がれき類(その他)	0.32								0.32	0.32					0.32	0.00	0.00
ガラスくず・コンクリート くず・陶磁器くず	11.00								11.00	7.78					0.22	0.00	0.00
ガラスくず・コンクリート くず・陶磁器くず (AIC)	22.85								22.85	22.85					0.50	0.00	0.00
ガラスくず・コンクリートく ず・陶磁器くず(廃石膏 ボード)	12.84								12.84	0.54					0.58	0.00	0.00
廃プラスチック類	17.49								17.49	1.42					1.42	0.00	0.00
廃プラスチック類(塩 化ビニル製建設資 材)	1.83								1.83	0.00					0.78	0.00	0.00
紙くず	0.21								0.21	0.00					0.20	0.00	0.00
木くず	11.45								11.45	11.45					2.14	0.00	0.00
金属くず	0.17								0.17	0.17					0.17	0.00	0.00
管理型建設混合廃棄 物	13.35								13.35	0.00					13.35	0.00	0.00
石綿含有建設混合廃 棄物	1.17								1.17	0.00					1.17	0.00	0.00
廃電池類(乾電池)	0.05								0.05	0.05					0.00	0.00	0.00
合計	2,047.13	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,047.13	1,995.92	0.00	0.00	0.00	0.00	24.36	0.00	0.00

別紙③ 今年度【令和6年度】目標

産業廃棄物の種類 名称	計 画 の 目 標															②+⑧ 自ら再生利用 を行った量(t)	③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)			
	①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残さ量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分 (⑩=①-②-③-④+⑥-⑧-⑨=⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)							⑪再生利用者へ の 処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託 量(t)
産業廃棄物の種類 発生した産業廃棄物 の種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋立 処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理を行っ た後の量	④の量から⑥の量を 差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終処 分を委託した量	⑩の量のうち、処理 業者への再生利用 委託量(⑬、⑭除く)	⑩の量のうち、認定 熱回収施設設置者 である処理業者への 焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定熱回収 施設設置者以外の熱回収を 行っている処理業者への焼 却処理委託量	⑩の量のうち、委託 して破砕等の中間処 理した量(⑫～⑭を 除く)	⑩の量のうち、直接 委託して埋立て最終 処分した量	⑩の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑧の量を合 計したもの(自動計 算)	③の量と⑨の量を合 計したもの(自動計 算)			
がれき類(コンクリ ートがら)	1,300.00								1,300.00	1,300.00					800.00	0.00	0.00			
がれき類(アスファ ルトがら)	250.00								250.00	250.00					120.00	0.00	0.00			
がれき類(石綿含有)	2.00								2.00	0.00					2.00	0.00	0.00			
がれき類(その他)	0.10								0.10	0.10					0.10	0.00	0.00			
ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず	8.00								8.00	6.00					6.00	0.00	0.00			
ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず (ALC)	18.00								18.00	18.00					18.00	0.00	0.00			
ガラスくず・コンクリ ートくず・陶磁器くず(廃石膏 ボード)	10.00								10.00	5.00					10.00	0.00	0.00			
廃プラスチック類	14.00								14.00	14.00					14.00	0.00	0.00			
廃プラスチック類(塩 化ビニル製建設資 材)	1.00								1.00	0.50					1.00	0.00	0.00			
紙くず	0.10								0.10	0.10					0.10	0.00	0.00			
木くず	7.00								7.00	7.00					7.00	0.00	0.00			
金属くず	0.15								0.15	0.15					0.15	0.00	0.00			
管理型建設混合廃 棄物	8.00								8.00	0.00					8.00	0.00	0.00			
石綿含有建設混合 廃棄物	1.00								1.00	0.00					1.00	0.00	0.00			
廃電池類(乾電池)	0.00								0.00	0.00					0.00	0.00	0.00			
合計	1,619.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,619.35	1,600.85	0.00	0.00	0.00	0.00	987.35	0.00	0.00			